

## 規格・基準等の事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定第2条9.1に基づくものです。〕

### 無線設備規則の一部改正

下記のとおり電波法に基づく技術基準を改正する予定ですのでお知らせします。  
ご意見のある場合は、下記要領で理由を付して文書によりご提出下さい。

#### 記

- 1 件名  
無線設備規則等の一部改正について
- 2 対象品名  
5.2GHz 帯高出力データ通信システムの無線設備
- 3 趣旨及び目的  
ドローン等に無線 LAN 技術が活用されるようになり、5 GHz 帯無線 LAN の上空利用のニーズが高まっている点、及び、5 GHz 帯無線 LAN は、高精細な映像の送受信が可能なることから、インフラ点検や空撮による映像作成などへの拡充が期待されている点を踏まえ、5 GHz 帯無線 LAN の上空利用を可能とするため。
- 4 施行予定日  
令和7年3月
- 5 意見提出先  
総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹・衛星移動通信課 基幹通信室  
〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2  
電話：03-5253-5886
- 6 意見提出期限  
WTO 事務局から配布された後60日間